

令和4年5月9日

福岡市

新型コロナウイルス感染症による事業所税の申告期限等の個別延長について

新型コロナウイルス感染症の影響により、やむをえず期限内に申告をすることが困難となる場合を考慮し、事業所税の申告及び納付期限について、次のとおり個別にて延長をしております。

記

1 申告及び納付期限について

期限内に申告及び納付をすることが困難な場合には、申告期限等を延長しますので、申告及び納付が可能になり次第速やかに申告及び納付を行っていただきます。なお、申告書を提出された日等をもって申告及び納付期限として取り扱います。

2 納付について

【今後納付を予定されている納税者の方へ】

収納機関から延滞金についてお尋ねがございましたら、本書類を収納機関へご掲示ください。

【収納機関の方へ】

新型コロナウイルス感染症による納付期限が延長となりましたので、お知らせいたします。また、延滞金については、本市において対応いたしますので、**本税のみの収納について受付**をお願いします。

3 お問い合わせ先

〒812-8512 福岡市博多区博多駅前2丁目8番1号 博多区役所 9階
財政局税務部資産課税課事業所税係 電話：092-292-2486
FAX：092-292-4187